自治労　2023年度健康福祉支部要求への回答（令和5年3月22日）

第１の要求については、労使関係条例に従い、円滑な話し合いが行われるよう、今後とも誠意をもって対処してまいりたい。また、その趣旨は各所属にも伝えてまいりたい。

第２の要求については、全庁的な問題でありますので、要求の趣旨は関係課に伝えてまいりたい。

第３の要求（１）について、人員の配置については、部としても、職員の負担を増やさないような業務の廃止及び見直しを含めた再構築や、人員の重点化などを行うとともに、必要な業務量に見合った適正な配置に努め、これまでの間対応してきたところ。適正な勤務労働条件の確保ができるよう、引き続き取り組んでまいりたい。

第３の要求（２）について、保健所の状況については、各保健所に他部局からの応援職員や外部派遣職員を配置するなど、人員体制を強化するとともに、保健所の負担を軽減するため、業務の集約化や重症化リスクが高い患者を優先するなどの業務の重点化を行ってきたところ。部としても、適正な人員配置及び適正な勤務労働条件の確保等に努め、引き続き取り組んでまいりたい。

第４の要求については、全庁的な問題でありますので、要求の趣旨は関係課に伝えてまいりたい。

第５の要求について、職員の年度途中退職等に対する代替措置については、令和４年10月27日の府労連秋季年末要求に回答しているとおり、職場の実態を踏まえ、必要に応じて非常勤職員を措置しているところ。なお、産育休の取得に対する代替措置については、非常勤職員での対応を基本としながらも、効率的な業務執行体制を確保しつつ、次世代育成の観点から、職員が安心して育児休業を取得できる環境づくりを行うため、一定の要件を満たす場合には、常勤職員の配置や臨時的任用職員による対応に努めているところ。加えて、年度途中に発生した欠員に対応するための手法の一つとして、前倒し採用についても実施しているところ。

第６の要求について、技能労務職については、「技能労務職のあり方に関する基本的な考えについて」を踏まえ、全庁的に対応しているところ。なお、労働条件に係る事項については、協議してまいりたい。

第７の要求については、全庁的な問題でありますので、要求の趣旨は関係課に伝えてまいりたい。

第８の要求（１）について、会計年度任用職員（一般職非常勤職員）の任用については、全庁的な問題でありますので、要求の趣旨は関係課に伝えてまいりたい。なお、令和４年度より、会計年度任用職員（一般職非常勤職員）の給与決定制度が見直され、常勤職員の給料表を基礎とし、経験年数に応じた報酬単価を設定するものとされたところ。

第８の要求（３）については、全庁的な問題でありますので、要求の趣旨は関係課に伝えてまいりたい。

第９の要求について、職員の人事異動や配置につきましては、今後とも適正に行うよう努めてまいりたい。

第１０の要求について、ハラスメントの防止については、府労連秋季年末要求に対して回答しているとおり、課長級、課長補佐級に対してハラスメントに関する研修を実施しているところ。なお、部内においても、ハラスメントの防止について、会議等の場を通じて周知済みであり、部としても、適正な勤務労働条件の確保ができるよう、引き続き取り組んでまいりたい。

第１１の要求（１）については、全庁的な問題でありますので、要求の趣旨は関係課に伝えてまいりたい。